

## 吸収分割公告

平成21年10月30日

株主および債権者各位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
OAPタワー9階  
日本テレホン株式会社  
代表取締役社長 高山 守 男

当社（甲）は、平成21年12月1日を効力発生日として、吸収分割によりSBIホールディングス株式会社（乙、本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号）の管理運営する株キータイレンタル事業に関する権利義務を承継することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお甲は会社法第796条第3項、乙は会社法第784条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

### 記

1. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この吸収分割に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この吸収分割に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨および株式買取請求にかかる株式の数をお申し出ください。
3. 会社法第799条第1項の規定に基づき、この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
  - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
  - (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

以上